

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

現在域内の中小企業者数は本市の産業別就業者割合で2～3割を占める製造業を含め全体的には減少傾向にあり、さらに今後予想される高齢化や人手不足等に対応するため、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産性の向上が不可欠となっています。産業別就業人口など詳細は次のとおりです。

・本市の産業別就業人口は、全体で1995年（平成7年）から2020年（令和2年）までに26,832人から24,909人と減少しています。産業分類別でみると、第一次産業は1,890人（平成7年）から1,123人（令和2年）で40.5%減少、第二次産業は11,846人（平成7年）から8,495人（令和2年）で28.2%減少しています。また、第三次産業は13,096人（平成7年）から14,858人（令和2年）となり13.4%増加となっています。

※第一次産業…農業、林業、水産業など

※第二次産業…製造業、建設業など

※第三次産業…情報通信業、金融業、運輸業、小売業、サービス業など

・産業別就業者の割合をみると、特に製造業の割合が多くなっています。男女別にみると、男性では製造業の割合が多く、女性では医療・福祉に次いで製造業の割合が多くなっており、女性の主要な雇用・就業場所となっています。

(2) 目標

・各関係団体との事業者支援体制による既存の取り組み連携強化を行うことで、本計画による先端設備等導入計画の認定数が10件となることを目指します。

(3) 労働生産性に関する目標

・先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

・当市の産業は、農業や製造・加工業を中心として多岐にわたる業種が存在しているため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとします。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

・当市の産業は、農業や製造・加工業を中心として多岐にわたる業種が各地域に存在しているため、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とします。

(2) 対象業種・事業

・当市の産業は、農業や製造・加工業を中心として多岐にわたる業種が存在しているため、本計画の対象業種は、全業種を対象とします。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業に関しては、本計画で見込んでいる労働力不足の解消に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄であることから、対象とする業種・事業から除きます。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

・先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮します。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮します。

・市税を滞納している者は先端設備等導入計画の認定の対象としません。

・市内に労働に従事するものが常駐する事業所等を持たない者は先端設備等導入計画の認定の対象としません。

※事業所等とは、本社、本店、支社、支店、工場、事業所、事務所をいう。

・その他、市長が本計画の主旨を踏まえ不適当と判断した先端設備等導入計画は認定の対象としません。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。